

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年6月25日

会 社 名 インターグ株式会社
(コード番号 279A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 那須 剛
問合せ先 経営企画室長 神藏 憩汰
T E L 03-6435-0595
U R L <https://interg.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置づけております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長といった、企業としての目標の達成にとって最重要課題のひとつと考えております。

コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは、当社の重要な基本的責務であります。このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・統治機能を強化し、内部統制・リスク管理等の諸問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一に考えた事業運営を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
那須 剛	1,999,900	100.0
佐藤 匠	100	0.0

支配株主名	那須 剛
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	-

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は株主との取引は行っておりませんが、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引は原則禁止としており、特別な事情により取引を要する場合には取締役会の承認が必要となっております。関連当事者取引が発生する場合には、規程に則った運用及び所定の承認を必要とすることで、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。具体的には、当社が新たに取引を行う場合、取引担当者が取引開始前に取引相手が関連当事者に該当しないかどうかについて管理部に照会し、管理部にて関連当事者取引に該当するか否かのチェックを行っております。また、関連当事者リストを作成し取引状況を一元管理するとともに、半年ごとに関連当事者リストの更新を行い、定時取締役会において報告することにより、取引についての牽制機能を構築しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	-

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野口 直宏	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野口 直宏	該当事項はありません。	公認会計士として企業会計に関する豊富な専門知識を有していることから、当社のガバナンス体制強化に資すると判断いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。監査役、内部監査役及び監査法人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	-

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 大	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 大	該当事項はありません。	公認会計士として企業会計に関する豊富な専門知識を有しており、適切に監視監督する適格性があると判断いたしました。
八幡 優里	該当事項はありません。	弁護士として企業法務に関する豊富な専門知識を有しており、適切に監視監督する適格性があると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	-
その他独立役員に関する事項	
該当事項はありません。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	該当事項はありません。
ストックオプションの付与対象者	該当事項はありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
該当項目に関する補足説明	
報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
取締役の報酬については、株主総会の決議で取締役報酬の総額を決定し、個別の報酬については、取締役会で決定することにしております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対して、管理部長が、取締役会開催日時や決議事項の事前通知を行うとともに、定期的に重要な会議に参加を求め、必要な情報を提供し、適宜説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業価値の持続的向上を実現するためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動から生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に取り組んでおります。現状、当社のコーポレート・ガバナンス体制では、社外取締役が客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行うことができおり、また監査役、内部監査役及び会計監査人が相互連携を図ることで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるように、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	これまで電磁的方法による議決権の行使実績はありません。上場に向けた今後の検討事項と認識しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設けて、当社に関して開示したリリースをわかりやすいように時系列にて掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・内部者取引管理規程等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また反社会的勢力による不当な要求に対しては毅然とした態度で対応してまいります。反社会的勢力排除体制として「反社会的勢力対応規程」を定め、所轄部署を管理部として運用しております。
--

Ⅴ. その他

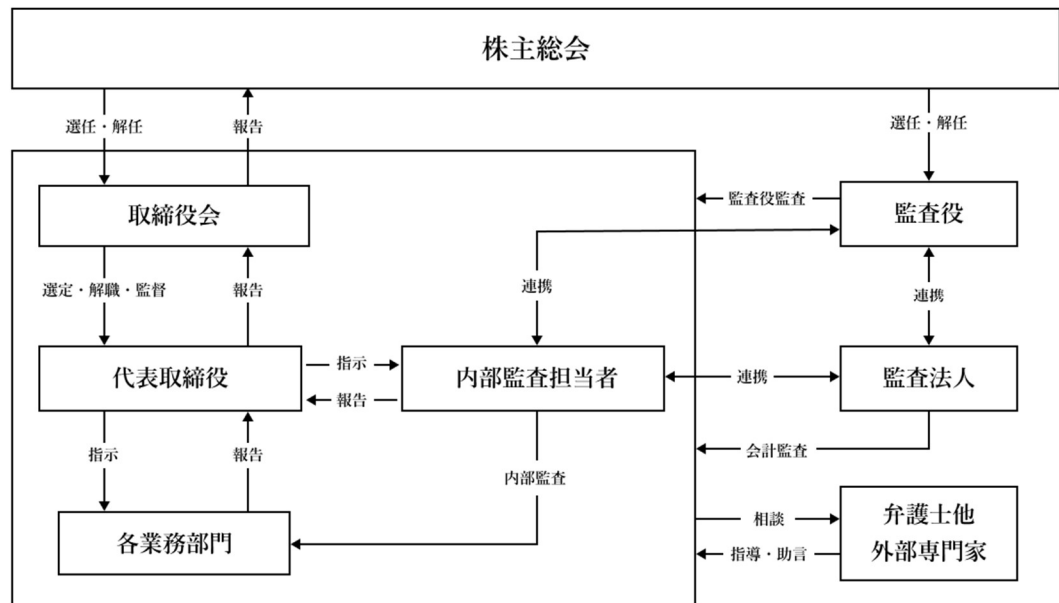
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
該当項目に関する補足説明	
該当ありません。	

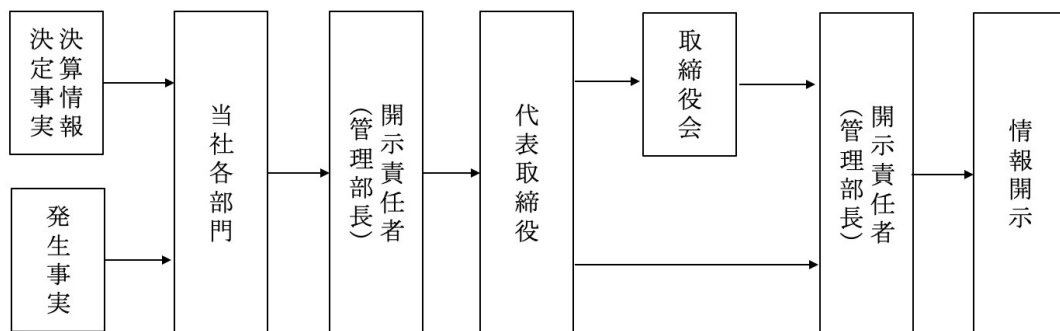
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおり運用しております。監査役、監査法人、内部監査担当の定期的監査実施を通じてガバナンス状況を監視、改善しております。
--

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上